



より、そう、ちから。

東北電力

第**102**回

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

開催
会場

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
当社本店（昨年と同会場となります。）

目次

- 第102回定時株主総会招集ご通知…………… 1
- 株主総会参考書類 …………… 9

東北電力株式会社

（証券コード 9506）

株主のみなさまへ



代表取締役会長
樋口 康二郎

代表取締役社長
石山 一弘

東北電力グループ経営理念

地域社会との共栄

東北電力グループスローガン

より、そう、ちから。

株主のみなさまへ、代表取締役社長 石山 一弘のメッセージ動画をご用意しております。是非ご覧ください。

https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/stock/g_meeting/index.html



平素より格別のご高配をたまり、厚く御礼申し上げます。

2025年度決算は、女川原子力発電所第2号機の再稼働による収支改善がありました。一方で、市場や販売環境の変化に伴う収支悪化や、送配電事業における需給調整費用の増加および中東情勢悪化に伴う燃料価格・電力市場価格の急騰による電力先渡取引等の時価評価影響などから、連結経常利益は1,264億円となりました。また、連結自己資本比率は19.4%となり、財務基盤は着実に回復しております。

当社を取り巻く事業環境は、足元の中東情勢等の影響により、変化が激しく不確実な状況が続いております。2026年度は、「利益拡大に向けた事業展開」として、需給最適化等により卸売と小売の利益最大化に注力するとともに、新たな事業機会の獲得を企図して、再エネ等の多様な分散電源を束ねて電力や環境価値を取引する事業（アグリゲーションビジネス）の強化やデータセンターの誘致・事業化を推進してまいります。また、「成長に資する戦略的な投資」、「持続的な事業展開を支える経営基盤の強化」にも取り組んでまいります。

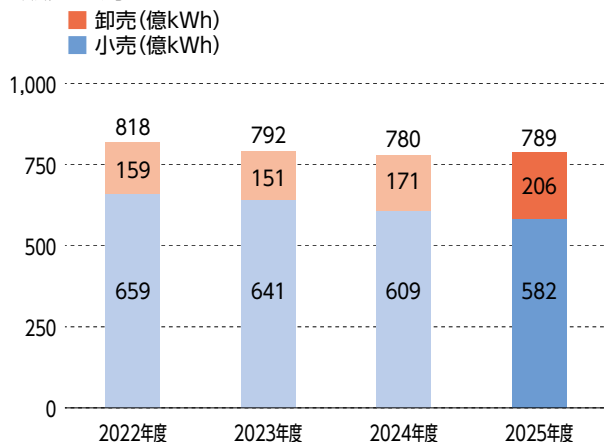
これらの取り組みを通じて、財務目標達成を目指すとともに、「利益・投資・成長の好循環」の形成につなげていくことで、中長期ビジョンで掲げる2030年代のありたい姿の実現をはかってまいります。

当社企業グループは、今後も、経営理念「地域社会との共栄」と東北電力グループスローガン「より、そう、ちから。」のもと、地域のみなさまが快適・安全・安心な暮らしを実感できるスマート社会の実現に貢献し、社会の持続的発展とともに成長する企業を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力をたまりますようお願い申し上げます。

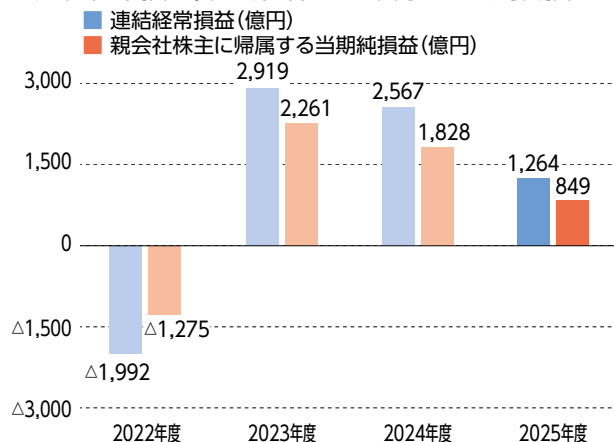
業績ハイライト

■販売電力量※1

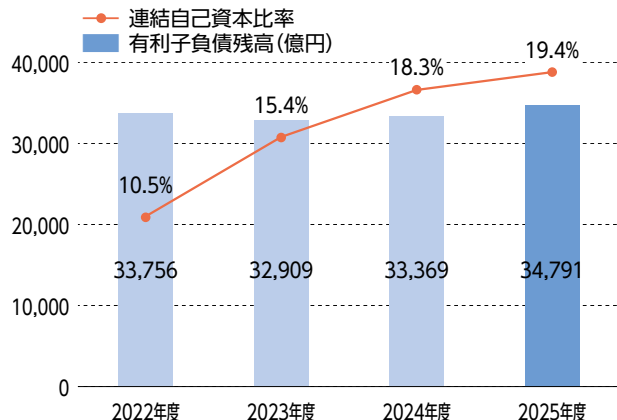


※1. 東北電力個社値であり、送配電事業を除く

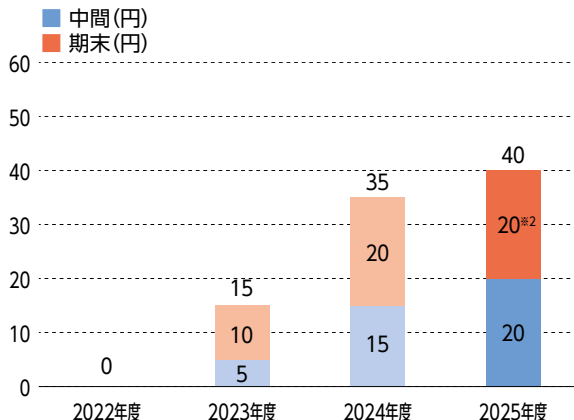
■連結経常損益, 親会社株主に帰属する当期純損益



■連結自己資本比率, 有利子負債残高



■1株当たりの配当金



※2. 2025年度期末配当金は本総会において第1号議案が可決された場合の額

業績の詳細や当社の取り組みは
こちらのQRコードからご覧ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの
登録商標です。

決算説明資料



東北電力グループ
中長期ビジョン



(決算説明資料) https://www.tohoku-epco.co.jp/ir_n/report/presentation/index.html
(東北電力グループ中長期ビジョン) <https://www.tohoku-epco.co.jp/comp/keiei/vision.html>

株 主 各 位

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社
代表取締役会長 樋口 康二郎

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、平素より格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/stock/g_meeting/index.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（東北電力）または証券コード（9506）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは議決権行使書の郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧ください、**2026年6月24日（水曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所	仙台市青葉区本町一丁目7番1号 当社本店
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）10名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件</p> <p>〈株主提案（第4号議案から第9号議案まで）〉</p> <p>第4号議案 定款一部変更の件（1）</p> <p>第5号議案 定款一部変更の件（2）</p> <p>第6号議案 定款一部変更の件（3）</p> <p>第7号議案 定款一部変更の件（4）</p> <p>第8号議案 定款一部変更の件（5）</p> <p>第9号議案 定款一部変更の件（6）</p> <p>上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（9頁から35頁）に記載のとおりであります。</p>
4. 招集にあたっての その他決定事項	<p>(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主のみなさまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。</p> <p>①事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所および発元所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「株式に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「補償契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）の内容の概要」、「会計監査人に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況」</p> <p>②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」</p> <p>③計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」</p> <p>④監査報告書の「会計監査人の監査報告書」</p> <p>(2) インターネットによる方法と議決権行使書の郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。</p> <p>(3) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。</p> <p>(4) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。</p>

以上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、当社および東証のウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席される場合



○同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時

株主総会にご出席されない場合

郵 送



○同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ、ご送付ください。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後5時到着分まで

インターネット



○パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。



行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後5時まで

詳細は以下の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによって実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までではご利用いただけません。)

ご注意事項

- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1)インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- パソコンまたはスマートフォンのインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォンの場合)

議決権行使書紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

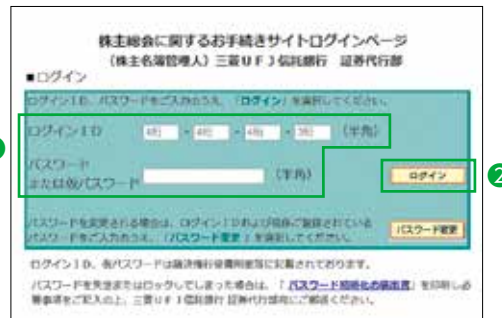
- 1 議決権行使書紙に記載された「QRコード」を読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

- 1 議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、ログインしてください。



- 1 「ログインID・仮パスワード」を入力
- 2 「ログイン」をクリック
- 3 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時から午後9時まで）

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会インターネット視聴のご案内

株主総会の模様をインターネットでご視聴いただくことができますので、ご希望される場合は、以下のご案内を参照のうえ、ご視聴ください。

1. 配信日時

2026年6月25日（木曜日） 午前10時から株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

※やむを得ない事情により配信を実施できなくなる場合がございます。

2. 視聴ページへのログイン

(1) 視聴URLをご入力いただくか、スマートフォン等で「QRコード」を読み取ってください。

(視聴URL) <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

※視聴ページへは、「当社ホームページ」－「株主・投資家のみなさま」－「株式・社債情報等」－「株主総会」からもアクセスが可能です。



(2) ログイン画面で、「ログインID」と「パスワード」を入力してください。

ログインID	「0145」＋「議決権行使書用紙に記載の株主番号（ハイフン除く8桁）」
パスワード	「ご登録住所の郵便番号（ハイフン除く7桁）」＋「2026」

(ご注意)「株主番号」は議決権行使書用紙の「お願い」に記載しておりますので、当日まで大切に保管ください。

【ログインID・パスワードの記載位置】

東北電力株式会社 御中 議決権行使書 行使できる議決権の数 株
基本日現在のご所有株式数 株
お 願 い
○ _____
○ _____
○ _____
ログイン用QRコード
ログインID
0145-XXXX-XXXX-XXX
株主番号(8桁)
仮パスワード
XXXXX

パスワード (郵便番号+2026)

ログインID (0145+株主番号)

[インターネット視聴ログイン画面 (イメージ)]

ログイン画面 (三菱UFJ信託銀行のウェブサイト) で、以下のとおりログインID、パスワードを入力の上、ログインしてください。

※ 「郵便番号」は、2026年3月末 (基準日) 時点でご登録いただいている住所の郵便番号をご入力ください。

3. インターネット視聴に関するご留意事項

- (1) 本総会において、インターネットによるご視聴は、株主総会への「出席」とは取り扱いません。(ご質問、動議、当日の議決権行使等を行うことはできません。)
- (2) 議決権行使は、インターネット・郵送により招集ご通知に記載の行使期限までをお願いいたします。
- (3) 映像および音声を複製し利用 (SNSへの投稿・配信等) することを禁止いたします。
- (4) ご使用の機器やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (5) ご視聴に係る通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- (6) 当日の会場映像は、株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

[ログイン方法、ログインIDおよびパスワードに関するお問い合わせ先]

三菱UFJ信託銀行株式会社

0120-676-808

(土日祝日等を除く平日午前9時から午後5時まで。ただし、株主総会当日は午前9時から株主総会終了まで)

[インターネット視聴 (視聴不具合等) に関するお問い合わせ先]

株式会社Jストリーム

0120-597-260

(株主総会当日の午前9時30分から株主総会終了まで)

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案〉

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案（会社提案） 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、配当につきましては、安定的な配当を行うことを基本に、当年度の業績や中長期的な収支見通しなどを総合的に勘案し決定することを基本的な方針としております。

また、2025年3月期以降の配当につきましては、これまでの基本的な方針に加え、財務基盤の回復とバランスを図る観点から、当面はD O E（株主資本配当率）2%を目安としながら、総合的に判断していくこととしております。

当年度につきましては、女川原子力発電所第2号機の再稼働による収支改善があったものの、市場や販売環境の変化に伴う収支悪化や、送配電事業における需給調整費用の増加および中東情勢悪化に伴う燃料価格・電力市場価格の急騰による電力先渡取引等の時価評価影響などから減益となりました。2025年度末の自己資本比率は19.4%となり、財務基盤は着実に回復してきております。

これらを総合的に勘案し、2025年度の期末配当金につきましては、1株につき20円といたしたいと存じます。なお、中間配当金とあわせた当年度の年間配当金は、1株につき40円となります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 10,021,495,420円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案（会社提案） 取締役（監査等委員であるものを除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、客観性・適時性・透明性を確保する観点から、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社の役職等	取締役会への出席状況
1	樋口 康二郎 再任 男性	代表取締役会長	11 / 11 ^① (100%)
2	石山 一弘 再任 男性	代表取締役社長 社長執行役員	11 / 11 ^① (100%)
3	砂子田 智 再任 男性	代表取締役副社長 副社長執行役員	11 / 11 ^① (100%)
4	金澤 定男 再任 男性	代表取締役副社長 副社長執行役員	10 / 11 ^① (91%)
5	二階堂 宏樹 再任 男性	代表取締役副社長 副社長執行役員	9 / 9 ^① (100%)
6	宮武 康夫 新任 男性	常務執行役員	—
7	永井 幹人 再任 男性 独立社外取締役候補者	社外取締役	11 / 11 ^① (100%)
8	植原 恵子 再任 女性 独立社外取締役候補者	社外取締役	11 / 11 ^① (100%)
9	伊藤 秀二 再任 男性 独立社外取締役候補者	社外取締役	11 / 11 ^① (100%)
10	向山 路一 再任 男性 独立社外取締役候補者	社外取締役	9 / 9 ^① (100%)

- (注) 1. 各候補者の当社の役職等は、本総会時のものです。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 候補者二階堂宏樹、同向山路一の取締役会への出席状況は、2025年6月26日以降に開催された取締役会を対象としております。

4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、候補者永井幹人、同植原恵子、同伊藤秀二、同向山路一との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。候補者永井幹人、同植原恵子、同伊藤秀二、同向山路一の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定により、取締役との間に補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填することとしております。各再任候補者の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定です。また、候補者宮武康夫の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間に、取締役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補する役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者の選任についてご承認いただいた場合には、各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は2026年7月に同契約を更新する予定です。
7. 2025年6月、当社において、東通原子力発電所の核物質防護設備の性能試験および保守点検（警報表示機能確認）について、一部またはすべてを実施せずに、実施済みとして記録を作成するなどの不適切な取り扱いがあったことが判明しました。当社の社外取締役である永井幹人、植原恵子、伊藤秀二、向山路一の各氏は、当該事実を事前に認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてコンプライアンス徹底の視点に立った積極的な提言を行うとともに、当該事実の判明後は、全容解明および原因究明のための徹底した調査や根本的な原因の分析を踏まえた改善措置活動の計画に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。

候補者番号 1	ひぐち こうじろう 樋口 康二郎	1957年10月26日生	所有する当社の株式数 18,900株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	----------------------------	--------------	-----------------------	---



再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年4月 東北電力株式会社入社
 - 2011年6月 同社原町火力発電所長
 - 2013年6月 同社執行役員 火力原子力本部火力部長
 - 2016年6月 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
 - 2018年4月 同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長代理
原子力本部副本部長
 - 2019年6月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 CSR担当 コンプライアンス推進担当
原子力本部長代理
 - 2020年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員
 - 2025年4月 同社代表取締役会長（現在にいたる）
- 〔重要な兼職の状況〕
一般社団法人東北経済連合会会長（2026年6月3日就任予定）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、火力部門を中心とした業務経験を有し、原町火力発電所長や執行役員火力部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2016年6月から常務取締役を、2018年4月から取締役 常務執行役員を、2019年6月から代表取締役副社長 副社長執行役員を、2020年4月から代表取締役社長 社長執行役員を、また2025年4月から代表取締役会長を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

いしやま かずひろ

石山 一弘

1960年6月7日生

所有する当社の株式数
13,600株取締役会への出席状況
11 / 11^回 (100%)

再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年4月 東北電力株式会社入社
- 2016年6月 同社環境部長
- 2018年4月 同社企画部長
- 2018年6月 同社執行役員 企画部長
- 2019年6月 同社常務執行役員 企画部長
- 2020年7月 同社常務執行役員 コーポレート担当 グループ戦略部門長
- 2021年6月 同社取締役 常務執行役員 コーポレート担当 グループ戦略部門長
- 2022年4月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 IR担当
サステナビリティ担当
- 2024年4月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 サステナビリティ担当
- 2025年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員 (現在にいたる)

【取締役候補者とした理由】

入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、執行役員企画部長や常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2021年6月から取締役 常務執行役員を、2022年4月から代表取締役副社長 副社長執行役員を、また2025年4月から代表取締役社長 社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 3	い さ ご だ 砂子田 智	さとし 1961年6月19日生	所有する当社の株式数 11,900株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	-------------------------	--------------------	-----------------------	---



再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 東北電力株式会社入社
 2016年6月 同社執行役員 人財部長
 2017年6月 同社執行役員 岩手支店長
 2019年6月 同社常務執行役員 ビジネスサポート本部副本部長 原子力本部副本部長
 2022年4月 同社常務執行役員 ビジネスサポート本部長 原子力本部副本部長
 2022年6月 同社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部長 原子力本部副本部長
 2023年4月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスサポート本部長
 最高財務責任者 (CFO) 原子力本部副本部長
 2025年4月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 最高財務責任者 (CFO)
 最高情報セキュリティ責任者 (CISO) 原子力本部副本部長
 2026年4月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 最高財務責任者 (CFO)
 最高情報セキュリティ責任者 (CISO) IR担当 (現在にいたる)

【取締役候補者とした理由】

入社以来、経営管理部門を中心とした業務経験を有し、執行役員人財部長、執行役員岩手支店長、常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2022年6月から取締役常務執行役員を、また2023年4月から代表取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 4	かなざわ 金澤 定男	さだ お 1958年11月19日生	所有する当社の株式数 12,600株	取締役会への出席状況 10 / 11 ^回 (91%)
-------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	---



再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 東北電力株式会社入社
 2018年6月 同社執行役員 原子力本部原子力部長
 2021年4月 同社常務執行役員 原子力本部副本部長 原子力本部原子力部長
 2023年4月 同社常務執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者
 2023年6月 同社取締役 常務執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者
 2025年4月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 原子力立地担当
 2026年4月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 原子力立地担当
 技術統括 (現在にいたる)

【取締役候補者とした理由】

入社以来、原子力部門を中心とした業務経験を有し、執行役員原子力部長や常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2023年6月から取締役常務執行役員を、また2025年4月から代表取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

にかいどう
二階堂ひろき
宏樹

1961年6月21日生

所有する当社の株式数
8,703株取締役会への出席状況
9 / 9^回 (100%)

再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 東北電力株式会社入社
 2018年6月 同社執行役員 ビジネスサポート本部総務部長
 2020年4月 同社執行役員 福島支店長
 2022年4月 同社上席執行役員 東京支社長
 2025年4月 同社副社長執行役員 サステナビリティ担当 コンプライアンス推進担当
 危機管理担当 行為規制遵守・確認責任者
 2025年6月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 サステナビリティ担当
 コンプライアンス推進担当 危機管理担当 行為規制遵守・確認責任者
 (現在にいたる)

【取締役候補者とした理由】

入社以来、総務部門を中心とした業務経験を有し、執行役員総務部長、執行役員福島支店長、上席執行役員東京支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。2025年4月から副社長執行役員を、また2025年6月から代表取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

みやたけ
宮武やすお
康夫

1962年8月13日生

所有する当社の株式数
10,200株取締役会への出席状況
—

新任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 東北電力株式会社入社
 2021年6月 同社執行役員 発電・販売カンパニー再生可能エネルギー事業部長
 2022年4月 同社執行役員 グループ戦略部門長
 2023年4月 同社常務執行役員 グループ戦略部門長
 2025年4月 同社常務執行役員 原子力本部副本部長 (現在にいたる)

【取締役候補者とした理由】

入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、執行役員再生可能エネルギー事業部長、執行役員グループ戦略部門長、常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号 7	ながい みきと 永井 幹人	1955年10月28日生	所有する当社の株式数 8,300株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^① (100%)
-------------------	-------------------------	--------------	----------------------	---



再任

男性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）取締役副頭取
 2013年4月 同社理事
 2013年4月 同社理事退任
 2013年5月 新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）副社長執行役員
 2013年6月 同社取締役副社長
 2014年6月 同社代表取締役社長
 2019年4月 日鉄興和不動産株式会社取締役相談役
 2019年6月 同社相談役
 2019年6月 株式会社岡三証券グループ社外取締役監査等委員
 2020年6月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）社外取締役
 2021年6月 日鉄興和不動産株式会社相談役退任
 2021年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）
 2021年8月 株式会社オオバ社外取締役（現在にいたる）
 2024年6月 株式会社ニッスイ社外取締役退任
 2024年6月 株式会社岡三証券グループ社外取締役監査等委員退任
 2024年7月 岡三証券株式会社社外取締役監査等委員（現在にいたる）
 2025年3月 株式会社オークネット社外取締役監査等委員（現在にいたる）

【重要な兼職の状況】

株式会社オオバ社外取締役
 岡三証券株式会社社外取締役監査等委員
 株式会社オークネット社外取締役監査等委員

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

永井氏は、新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）の代表取締役社長として不動産事業の経営に携わり、また、株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の取締役副頭取などを歴任し、銀行業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としていたしました。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験および金融に関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者永井幹人は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者永井幹人が2013年3月まで取締役副頭取、同年4月まで理事を務めていた株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の連結経常収益の0.1%未満であります。また、当社は、同社との間に資金借入の取引がありますが、その借入額は、当社の連結総資産の5%未満であります。
3. 当社は、候補者永井幹人が2019年3月まで代表取締役社長、2021年6月まで相談役を務めていた新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社および同社の連結売上高の0.1%未満であります。
4. 候補者永井幹人は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年あります。

候補者番号

8

うえはら けいこ
植原 恵子

1960年1月7日生

所有する当社の株式数
0株取締役会への出席状況
11 / 11^回 (100%)

再任

女性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年4月 株式会社大和証券グループ本社執行役
 2011年3月 同社執行役退任
 2011年4月 株式会社大和証券ビジネスセンター専務取締役
 2018年6月 丸三証券株式会社社外取締役（現在にいたる）
 2020年3月 株式会社大和証券ビジネスセンター専務取締役退任
 2022年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

丸三証券株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

植原氏は、株式会社大和証券ビジネスセンターの専務取締役としてバックオフィス事業の経営に携わり、また、株式会社大和証券グループ本社の執行役などを歴任するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験および金融に関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者植原恵子は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 候補者植原恵子は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年です。

候補者番号 9	いとう しゅうじ 伊藤 秀二	1957年2月25日生	所有する当社の株式数 3,800株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^① (100%)
-------------------	--------------------------	-------------	----------------------	---



再任

男性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年6月 カルビー株式会社取締役常務執行役員CMO
マーケティンググループコントローラー兼じゃがりこカンパニーCOO

2008年6月 同社取締役常務執行役員CMO マーケティンググループコントローラー

2009年6月 同社代表取締役社長兼COO

2018年6月 同社代表取締役社長兼CEO

2023年4月 同社取締役

2023年6月 同社相談役

2024年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）

2025年4月 カルビー株式会社シニアアドバイザー

2025年6月 ヤマハ株式会社社外取締役（現在にいたる）

2026年3月 カルビー株式会社シニアアドバイザー退任

〔重要な兼職の状況〕
ヤマハ株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

伊藤氏は、カルビー株式会社の代表取締役社長兼CEOなどを歴任し、食品等を製造・販売する企業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験およびマーケティングに関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者伊藤秀二は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 候補者伊藤秀二は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。



再任

男性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2016年6月 東日本旅客鉄道株式会社常務執行役員 復興企画部担当
技術企画部担当 設備部担当
- 2018年6月 同社常務執行役員 インド高速鉄道担当
- 2020年6月 同社常務執行役員退任
- 2020年6月 株式会社JR東日本環境アクセス代表取締役社長
- 2024年6月 同社取締役会長（現在にいたる）
- 2025年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

向山氏は、株式会社JR東日本環境アクセスの取締役会長であり、また、東日本旅客鉄道株式会社の常務執行役員などを歴任し、公益事業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。

同氏は、鉄道事業の防災に長く携わるほか、技術革新やグループ全体の設備投資計画等を主導した企業経営者としての豊富な経験等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者向山路一は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者向山路一が2020年6月まで常務執行役員を務めていた東日本旅客鉄道株式会社との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社および同社の連結売上高の2%未満であります。
3. 候補者向山路一は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

《監査等委員会の意見》

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等について、別途定める当社の取締役候補者の指名の方針・手続、取締役報酬決定の方針・手続等を踏まえ、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会での審議・検討プロセス等を中心に検討を行いました。

その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等のいずれについても、特段指摘すべき事項はありませんでした。

第3号議案（会社提案） 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役藤倉勝明氏および同小林一生氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、客観性・適時性・透明性を確保する観点から、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社の役職等	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	くさかべ たつし 日下部 達 新任 男性	常務執行役員	—	—
2	さとう かずお 佐藤 和夫 新任 男性 独立社外取締役候補者	—	—	—

- (注) 1. 各候補者の当社の役職等は、本総会時のものです。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、各候補者の選任についてご承認いただいた場合には、会社法第427条第1項の規定により、各氏との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額といたします。
 4. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定により、監査等委員である取締役との間に補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填することとしております。各候補者の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間に、監査等委員である取締役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補する役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者の選任についてご承認いただいた場合には、各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は2026年7月に同契約を更新する予定です。

(ご参考)

第3号議案が原案のとおり承認可決されますと、監査等委員会の構成は次のとおりとなります。

氏名	当社の役職等
くさかべ たつし 日下部 達 新任 男性	取締役監査等委員
いで あきこ 井手 明子 現任 女性 独立社外取締役	社外取締役監査等委員
むら た けいこ 村田 啓子 現任 女性 独立社外取締役	社外取締役監査等委員
さとう かずお 佐藤 和夫 新任 男性 独立社外取締役	社外取締役監査等委員

候補者番号

1

く さ か べ たつし
日下部 達

1964年8月17日生

所有する当社の株式数
8,900株

取締役会への出席状況
—
監査等委員会への出席状況
—



新任
男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 東北電力株式会社入社
2018年6月 監査等委員会室長
2020年4月 ビジネスサポート本部人財部長
2021年6月 執行役員 ビジネスサポート本部人財部長
2022年4月 執行役員 福島支店長
2025年4月 常務執行役員 人財戦略担当
2026年4月 常務執行役員（現在にいたる）

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

入社以来、総務部門を中心とした業務経験を有し、監査等委員会室長、執行役員人財部長、執行役員福島支店長、常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号 2	さとう かずお 佐藤 和夫	1966年2月16日生	所有する当社の株式数 0株	取締役会への出席状況 — 監査等委員会への出席状況 —
-------------------	-------------------------	-------------	------------------	--------------------------------------



新任

男性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2020年7月 日本生命保険相互会社取締役執行役員
 2021年3月 同社取締役常務執行役員
 2024年3月 同社取締役専務執行役員経営企画領域管掌
 2025年3月 同社取締役専務執行役員資産運用領域統括
 2025年3月 ニッセイアセットマネジメント株式会社取締役（非常勤）
 2025年7月 日本生命保険相互会社専務執行役員資産運用領域統括
 2026年3月 同社専務執行役員資産運用領域統括退任
 2026年3月 ニッセイアセットマネジメント株式会社取締役（非常勤）退任
 2026年4月 ニッセイ・リース株式会社代表取締役社長（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

ニッセイ・リース株式会社代表取締役社長
 京浜急行電鉄株式会社社外取締役（2026年6月26日就任予定）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

佐藤氏は、ニッセイ・リース株式会社代表取締役社長であり、また、日本生命保険相互会社の取締役専務執行役員などを歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているほか、生命保険業の経営に携わってきた経験の有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見をもって、客観的・中立的な監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

同氏は、財務および会計に関する知見や金融に関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監査・監督することを期待されております。

- (注) 1. 候補者佐藤和夫は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者佐藤和夫が2025年7月まで取締役専務執行役員を務め、2026年3月まで専務執行役員を務めていた日本生命保険相互会社との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の連結保険料等収入の0.1%未満であります。また、当社は、同社との間に資金借入の取引がありますが、その借入額は、当社の連結総資産の2%未満であります。
3. 候補者佐藤和夫が日本生命保険相互会社の取締役在任中に、同社から銀行への出向者による不適切な手段での情報取得事案が発生し、同社は、2025年7月に、金融庁から、保険業法第128条第1項に基づく報告徴求命令を受けました。

《第2号議案および第3号議案に関するご参考事項》

1. 取締役候補者指名の方針

- ・取締役候補者の選定に当たり、構成員の過半数を独立社外取締役とし、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議し、客観性・適時性・透明性を確保する。
 - ・社内取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は、「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」の実現に向けて、
 - ・先見的ビジョンや創造的ビジネスモデルを構想し、組織を牽引する「構想力」
 - ・知識・経験やプリンシプルに基づき、自らの責任のもと意思決定を行う「決断力」
 - ・社内外の叡智と資源を結集させ積極果敢に挑戦し、粘り強く目標を達成する「完遂力」
 - ・鋭い感覚でビジネスチャンスを発掘するとともに、リスクの兆候を見逃さない「感知力」
 - ・高い道徳観と公益事業を担う強い使命感を併せ持つ「高潔性」
- を有する者で、専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえた技術的な専門性や豊富な業務経験、電気事業の経営全般に関する知見、ならびに新たな事業分野に関する知見など、専門分野等のバランスを考慮して、各分野に精通した者の中から選定する。
- ・社外取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができるかどうかを重視して選定する。
 - ・監査等委員である取締役候補者は、経験や識見を活かし監査等委員としての職務を適正に遂行し、取締役の職務執行の監査・監督ができるかどうかを重視して選定する。このほか、監査等委員である社外取締役候補者は、客観的かつ中立的な監査・監督ができるかどうかも重視して選定する。
 - ・社外取締役候補者の独立性の有無は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、判断する。

2. 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断する。社外取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図れるかどうかを重視する。また、監査等委員である社外取締役の選任に当たっては監査等委員である取締役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査・監督を実施できるかどうかを重視する。

【当社における社外取締役の独立性判断要件】

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外取締役とする。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④最近において、①から③までのいずれかに該当していた者
- ⑤次のaからdまでのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者
 - a. 上記①から④までのいずれかに該当する者
 - b. 当社の子会社の業務執行者
 - c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - d. 最近において上記b、cまたは当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立社外取締役として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

3. 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。特に期待する分野として記載した7項目は、東北電力グループ中長期ビジョン「よりそうnext」実現に向けて、取締役会として一般的に必要なスキルと今後の戦略実現に必要なスキルを集約のうえ、分類・整理したものです。

	氏名	性別	特に期待する分野※1						
			企業経営	テクノロジー ※2	財務・会計	法務・ リスク管理	事業開発・ マーケティング	ソーシャル コミュニケーション ※3	人事・ 人財開発
取締役 監査等委員であるものを除く。	樋口 康二郎	男性	●	●		●			
	石山 一弘	男性	●	●		●			
	砂子田 智	男性	●		●				●
	金澤 定男	男性	●	●				●	
	二階堂 宏樹	男性	●			●		●	
	宮武 康夫	男性		●			●		
	永井 幹人	男性	●		●	●			
	植原 恵子	女性			●			●	●
	伊藤 秀二	男性	●				●	●	
	向山 路一	男性	●	●		●			
監査等委員である 取締役	日下部 達	男性				●			●
	井手 明子	女性	●				●	●	
	村田 啓子	女性			●			●	●
	佐藤 和夫	男性			●	●	●		

※1. 上記一覧表は、各取締役が有するスキルの中から特に期待する分野を最大3つまで記載したものであり、各人の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

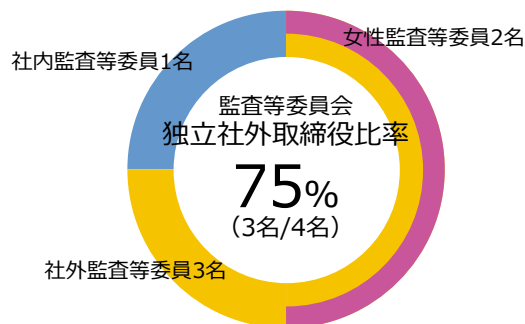
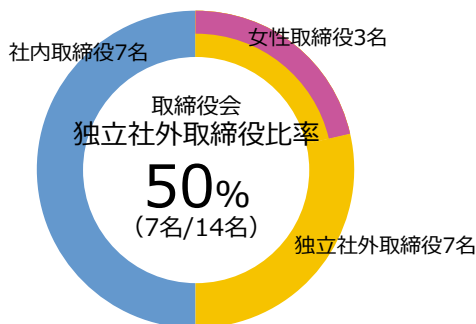
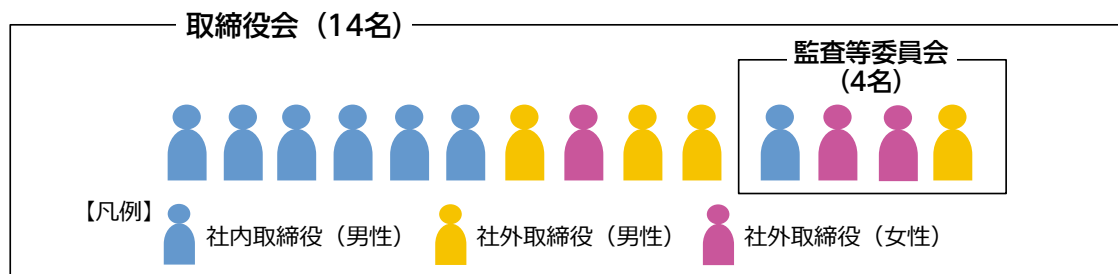
※2. 「テクノロジー」は、電力や機械等の技術全般に関するスキルを表しており、カーボンニュートラル達成に向けた環境に関するスキルも含んでおります。

※3. 「ソーシャルコミュニケーション」は、地域をはじめとするステークホルダーとのコミュニケーションに係るスキルを表しております。

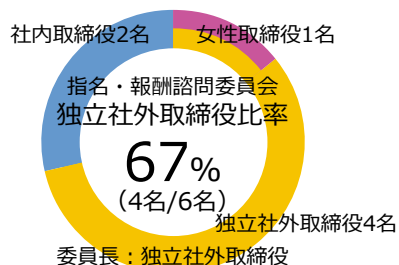
4. コーポレートガバナンス体制

当社は、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題の一つであるとの認識に立ち、ステークホルダーの期待に応えていくため、経営の機動性、健全性、透明性を高めるなど、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを進めていきます。

■取締役会の構成（本総会において取締役選任議案が可決された場合）



【2026年4月現在の指名・報酬諮問委員会】



当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページにて開示しておりますので、ご参照ください。

- コーポレートガバナンス基本方針
- コーポレートガバナンスに関する報告書 等

URL: <https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/policy/governance/index.html>



〈株主提案〉

第4号議案から第9号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主（179名）の議決権の数は、2,814個であります。

第4号議案（株主提案） 定款一部変更の件（1）

○議案内容

第1章 総則に以下の条項を追加する。

下記第6条の新設に伴い、現行定款の第6条以下をそれぞれ1条ずつ繰り下げる。

（脱原発会社宣言）

第6条 当社は、東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた東北圏を供給区域とする電力会社であることを重く受け止め、「脱原発会社宣言」を行い、原子力発電に依存しない電力供給体制の確立を目指す。

○提案の理由

東日本大震災・福島原発事故から15年が経過しました。未だ「原子力緊急事態宣言」は解除されず、帰還困難区域が残されたままで、故郷に戻れずに避難生活を続けている人々は2万3千人にも上ります。国は2051年までに「廃炉措置」を完了させるロードマップを提示し続けていますが、メルトダウンした880トンの燃料デブリのうち試験的に取り出されたのは数グラムに過ぎません。原発で重大事故が起これば、取り返しのつかない様々な事態が起こることが実証されて来ています。

政府は「原発回帰」政策により再稼働に前のめりですが、東京電力柏崎刈羽原発はトラブル続きで、中部電力浜岡原発でも基準地震動資料の捏造が発覚し、それを見抜けなかった原子力規制委員会の力量が問われています。また、自らが設置を義務付けた「特定重大事故等対処施設」の設置期限を電力会社の要請に応じて5年から8年に延長しようとするなど、規制当局の「ゆるみ」も顕著で、原発で再び重大事故が起こる危険性が高まっているのが現状です。

当社は「地域社会との共栄」を経営理念としています。東日本大震災の被災地にある電力会社として全国に先駆けて脱原発を目指すことを宣言します。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国においては、原子力発電は、安全確保を最優先に、安定供給、経済効率性、環境適合の観点から重要な電源であり、将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。また、昨年2月に国が策定した第7次エネルギー基本計画においても、引き続き原子力発電は、重要な電源

と位置付けられております。

近年における、ウクライナや中東をはじめとした国際情勢の不安定化により、エネルギーの安定確保に関する懸念が高まるなか、当社といたしましては、エネルギー安全保障上の観点からも、引き続き特定の電源や燃料源に過度に依存することなく、原子力を含め、バランスのとれた電源構成を実現し、安定供給を果たしていくこと、また、カーボンニュートラルの実現に原子力発電を最大限活用していくことが重要と考えております。

こうした考えのもと、当社は、新規規制基準への適合にとどまらず、より高いレベルでの安全確保をはかりながら、原子力発電を最大限活用してまいります。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第5号議案（株主提案） 定款一部変更の件（2）

○議案内容

第4章 取締役及び取締役会の（員数）第19条を以下の通り変更する。（下線は変更部分）
（員数）

第19条 当会社に取締役18名以内を置く。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内を置く。

3 また、女性取締役の育成に取り組み、将来的には半数を女性取締役とする。

○提案の理由

当会社は、東北地方を牽引する最も重要な企業と言って差し支えない。国連は、2010年に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」を創設し、日本政府も、企業の女性登用を推進し、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに関するグローバルな基準やコミットメントを実施するのを支援しています。

当会社には、東北地方における女性のエンパワーメントの実現を牽引し、豊かな地域社会の基盤づくりを進めることが期待されています。そして、女性登用の人材育成の準備期間を念頭に置いて、企業内のジェンダー平等を継続的・積極的に推進することが求められます。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、経営環境が大きく変化しているなかで、お客さまの多様なニーズにお応えし、会社が成長を続けていくためには、当社で働く一人ひとりが多様なバックボーン、個性、考え、経験を最大限に活かし、健康でイキイキと活躍することが重要であるとの考えのもと、仕事と家庭の両立支援に向けた研修などを行い、女性活躍推進に取り組んでおります。こうした取り組みの成果として、当社は、2020年に女性活躍推進法に基づく優良企業の認定である「えるぼし認定」を受けております。

女性取締役の人数も増加しており、現時点で当社には3名の女性取締役がおります。また、本年4月には、社内からの登用者として初の女性執行役員も就任しております。加えて、女性管理職の数および比率についても目標を設定し、達成に向けた取り組みを進めており、課長職をはじめとした女性管理職も増加しております。このような取り組みを継続・強化していくことが、ひいては取締役会における女性比率の向上にもつながるものと考えております。

取締役会の構成については、東北電力グループ中長期ビジョンの実現に向けて、経営環境の変化を踏まえつつ幅広い視点で適切な意思決定と経営監督を行う観点から、取締役会全体として見た場合の知識・経験・能力のバランスや性別などの多様性等も総合的に勘案して決定することとしております。

当社といたしましては、こうした考えのもとで取締役候補者を選定しており、選定にあたっての柔軟性を確保し、取締役会の最適な構成の実現と実効性向上をはかる観点から、取締役会における性別の割合を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第6号議案（株主提案） 定款一部変更の件（3）

○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 特定重大事故等対処施設の設置義務

第40条 当社は、特定重大事故等対処施設が完成し稼働しない限り、原子力発電所の運転を行わない。

○提案の理由

新規制基準は、意図的な航空機衝突などのテロに対処するための特定重大事故等対処施設（特重施設）を、原発の工事計画認可から5年以内に設置するよう求めています。女川原発2号機は今年12月にこの設置期限を迎えますが、特重施設完成はこの期限に間に合わず、2028年8月になると発表されました。

今の基準に従えば、女川原発2号機は2026年12月から2028年8月まで運転停止しなければなりません。

ところが、なんとあろうことか、当社は原子力規制委員会に対して、建設業界の労働環境の変化で工期が延びていることを理由に、「特重施設の設置期限の延長」を要請したのです。これはあり得ない話です。規制される側が規制する側に、「規制基準が守れないから守れるように緩めて欲しい」などと言うのは言語道断であり、不届き千万の話です。住民の安全を蔑ろにして、自分たちの利益を優先しようとすることは許されません。

女川原発2号機の特重施設設置期限が守れないことが明らかになった以上、もはや稼働させるべきではありません。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

国の新規規制基準においては、重大事故の発生防止対策に加え、大規模な自然災害等により、万一、原子力発電所が大規模に損壊するような事故が起きた場合の対策が求められており、これらの対策については、可搬型設備も含めて、必要な機能はすべて再稼働前に整備しております。

そのうえで、特定重大事故等対処施設は、意図的な航空機衝突などにより、炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合または発生した場合に備えて、シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性をさらに向上させるためのバックアップ施設として設置するものです。

特定重大事故等対処施設の設置については、本体施設の設計及び工事の計画の認可から5年の経過措置期間が設けられております。当該経過措置は、法令で経過措置を定める際の一般的な期間が5年であること、また、設計及び工事の計画が認可されて、本体施設の詳細設計が確定すれば、当該期間内に特定重大事故等対処施設の建設ができるとの考えを踏まえて設けられたものです。しかしながら、原子力規制委員会において、特定重大事故等対処施設がバックアップ対策としての位置付けであること、また、これまでの実績では完成までに経過措置期間を超過している例がほとんどであったことも含めて検討がなされた結果、規制の継続的改善の観点から、当該経過措置に係る規定を合理的なものに見直す方向で手続が進められております。

当社といたしましては、その動向を注視するとともに、引き続き安全確保を最優先に、効率的かつ着実な工事の遂行に努め、特定重大事故等対処施設の早期完成に向けて取り組んでまいります。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第7号議案（株主提案） 定款一部変更の件（4）

○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 核燃料サイクル事業の断念、核のゴミを増やさない

第41条 当社は使用済核燃料を再処理し、回収ウラン・プルトニウムを発電に利用する「核燃料サイクル」事業を断念する。伴って、核廃棄物は原子力発電所敷地内に管理するとし、これ以上の核廃棄物を増やさない措置を講ずる。

○提案の理由

政府は使用済み核燃料を再処理し、加工して得られたMOX燃料を高速炉で発電に利用する「核燃料サイクル」を提唱してきました。しかし、その中核である高速増殖炉「もんじゅ」が失敗に失敗を重ねて、2017年12月に廃止措置が決定しました。

一方、原子力発電所の使用済核燃料から回収ウラン・プルトニウムなどを取り出す日本原燃の六ヶ所再処理工場（青森県）は、1997年完成予定が27回の延期を繰り返し、2027年度中には完成させると意気込んでいますが、現状は不透明です。総事業費は当初は7600億円であったものが、最新の試算では15兆6200億円にまで膨れ上がっています。

以上の現状を踏まえると、当社の命運を核燃料サイクル事業に委ねることはできません。核燃料サイクル事業とは決別して、事業の再編構築することこそが、当社の発展につながると考え提案する次第です。従って、当面は当会社で発生した使用済核燃料等の放射性廃棄物については敷地内管理とし、女川2号機の稼働を中止し、これ以上の核のゴミを増加させないことが重要です。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

第7次エネルギー基本計画では、ウラン資源の有効利用および高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本方針としております。また、同計画では、原子燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場およびMOX燃料工場の竣工は、必ず成し遂げるべき重要課題であり、同工場の竣工に向け、官民一体で責任を持って取り組むこととされております。

日本原燃株式会社は、六ヶ所再処理工場およびMOX燃料工場の早期竣工に向けて取り組んでおり、当社としても、原子燃料サイクルの実現に向け、日本原燃に対して支援を行ってまいります。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としており

ますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第8号議案（株主提案） 定款一部変更の件（5）

○議案内容

以下の章を新設する。

第9章 地熱発電の更なる推進

第42条 当社は、地熱エネルギーの技術革新と地熱発電をより一層推進する。また、分散型エネルギー資源等を活用し、自然エネルギーに由来する東北発の新エネルギーの研究・開発を進める。

○提案の理由

当社は、日本における地熱発電のパイオニアとして事業に取り組んできましたが、まだ2割程度の利用であり、今後より一層、地熱利用の技術革新と共にこの分野の開拓を進めるべきです。また、東北発の新エネルギー研究を進めることも必要です。

日本列島では四つのプレートが交錯しています。プレート境界では地震や火山活動が活発で、原子力発電所の立地には不適ですが、地熱エネルギーを産み出しています。日本は、世界第3位の豊富な地熱エネルギーを有し、とりわけ東北地方は地熱に恵まれています。

地熱発電は季節や天候に左右されず、発電コストが安く、純国産でエネルギーの安定供給・自給率の向上につながります。二酸化炭素の排出量が少なく、地熱発電後の温水を地域暖房や温室栽培の熱源に利用できます。

一方、原子力エネルギーの利用は、ウラン採掘の現場から輸送、精製、利用、廃炉に至るまで、従事者が被ばくのリスクに曝され、国際的人権問題となっています。単に事故リスクだけではなく、通常業務における労働者と地域社会を守るためにも、福島第一原発事故を教訓とし、原子力利用は再検討すべきです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社グループはこれまで、事業基盤を置く東北・新潟地域に豊富に賦存する再生可能エネルギーの有効活用に取り組んできており、責任ある再生可能エネルギーの事業主体となるべく、2030年代早期に200万キロワット以上の再生可能エネルギー電源の開発を目指しております。

こうしたなか、地熱発電についても、地域の特性を活かして導入を進め、当社グループが有する設備容量は国内有数の規模となっており、昨年12月には、発電設備の更新工事が完了した松川地熱発電所が営

業運転を開始しました。また、当社グループとして6ヵ所目となる木地山地熱発電所の新設に取り組んでいるほか、すでに稼働している電源の設備改修・発電電力量拡大に向けた取り組みも進めております。

引き続き、目標達成に向けて、風力を中心に、水力、地熱、バイオマス、太陽光についても、開発可能性調査等を実施してまいります。

一方、当社の電源構成全体としては、エネルギー安全保障上の観点からも、引き続き特定の電源や燃料源に過度に依存することなく、バランスのとれた電源構成を実現し、安定供給を果たしていくこと、また、カーボンニュートラルの実現に再生可能エネルギーだけでなく原子力発電も最大限活用していくことが重要と考えております。なお、放射線業務従事者の被ばく線量管理については、法令や国際的な基準に基づき適切に対応しております。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第9号議案（株主提案） 定款一部変更の件（6）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 特別顧問等の廃止

第43条 当社は、経営の透明性及び実効性を向上させ、企業統治（コーポレートガバナンス）の更なる強化・向上を図るため、特別顧問等を廃止する。

○提案の理由

特別顧問制度は、会社法に規定がなく、慣習的に認められてきた日本企業特有のものです。会長や社長が退任後に企業に残り実質的な「院政」の形で現経営陣に影響力を行使しているとの批判や、目に見える貢献が乏しいとの指摘がなされ、外国人投資家を中心に透明性等について批判が出ており、企業統治の向上につなげる観点からも見直しの動きが広がっており、すでに、日産やソニー、パナソニック、富士通、資生堂等、多くの国内企業が廃止しています。

当社は、株主の意見に押され、2022年6月に常勤の相談役を廃止しましたが、八島俊章氏や高橋宏明氏が「終身」の名誉顧問（実質的には相談役？）、海輪誠氏と原田宏哉氏、増子次郎氏が非常勤の特別顧問に就任しています。彼らは、電力全面自由化が進展する中、事故を起こせば福島原発に見られるように住民の故郷を奪う、危険で不安定な電源、コスト高で経済性のない原発に固執し、当社の経営を危うくしてきました。

当社が、再生可能エネルギーを基盤とする脱原発の新たな経営に一刻も早く舵を切るためにも、悪しき慣習でしかない特別顧問制度は廃止すべきです。

(この議案は、昨年も、株主の29.45%の賛同を得たので再提案します。)

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社では、会長・社長経験者が、社外団体において役割を担う場合などに、必要に応じて非常勤の特別顧問を委嘱しております。

その役割は、主に東北・新潟地域の経済団体活動や社会貢献活動等であり、これらの活動を通じて、当社に対する地域からのご期待に応えていくとともに、当社事業への理解浸透をはかっていくこととしております。また、こうした特別顧問の活動が、当社の経営理念である「地域社会との共栄」につながるものと考えております。

特別顧問の委嘱にあたっては、定年や在任年数の上限等の条件を予め定めただうえで、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定しております。また、同委員会は、特別顧問の選任について毎年審議し、報酬についても確認しております。

加えて、当社の重要な意思決定は、独立社外取締役が3分の1以上を占める取締役会のもとで行われており、特別顧問は、従前より当社の意思決定には一切関与せず、コーポレートガバナンス体制が適切に確保されております。

特別顧問制度については、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ判断していくことが妥当であり、廃止の旨を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

以 上

－メモ－

Blank lined area for notes, consisting of multiple horizontal dashed lines.

—メモ—

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内

会場 仙台市青葉区本町一丁目7番1号 当社本店

※開催会場は、昨年同様当社本店となります。

会場付近略図



交通のご案内

JR

仙台駅から徒歩約10分

あおば通駅から徒歩約10分

地下鉄

広瀬通駅から徒歩約9分
(最寄りの出口は東2)

仙台駅から徒歩約10分
(最寄りの出口は北6)

勾当台公園駅から徒歩約13分
(最寄りの出口は南4)

お知らせ

- 駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関等をご利用願います。
- ご来場の株主さまへのお土産はございません。

当社は、本招集ご通知の印刷等に伴い排出されたCO₂排出量を算定のうえ、東北・新潟の水田から生まれたJ-クレジットを活用し、オフセットすることで実質的なCO₂排出量ゼロに取り組みました。今後も、農業由来のカーボンのクレジット等の活用を通じて、地域における持続可能な農業やカーボンニュートラルの実現に貢献してまいります。

